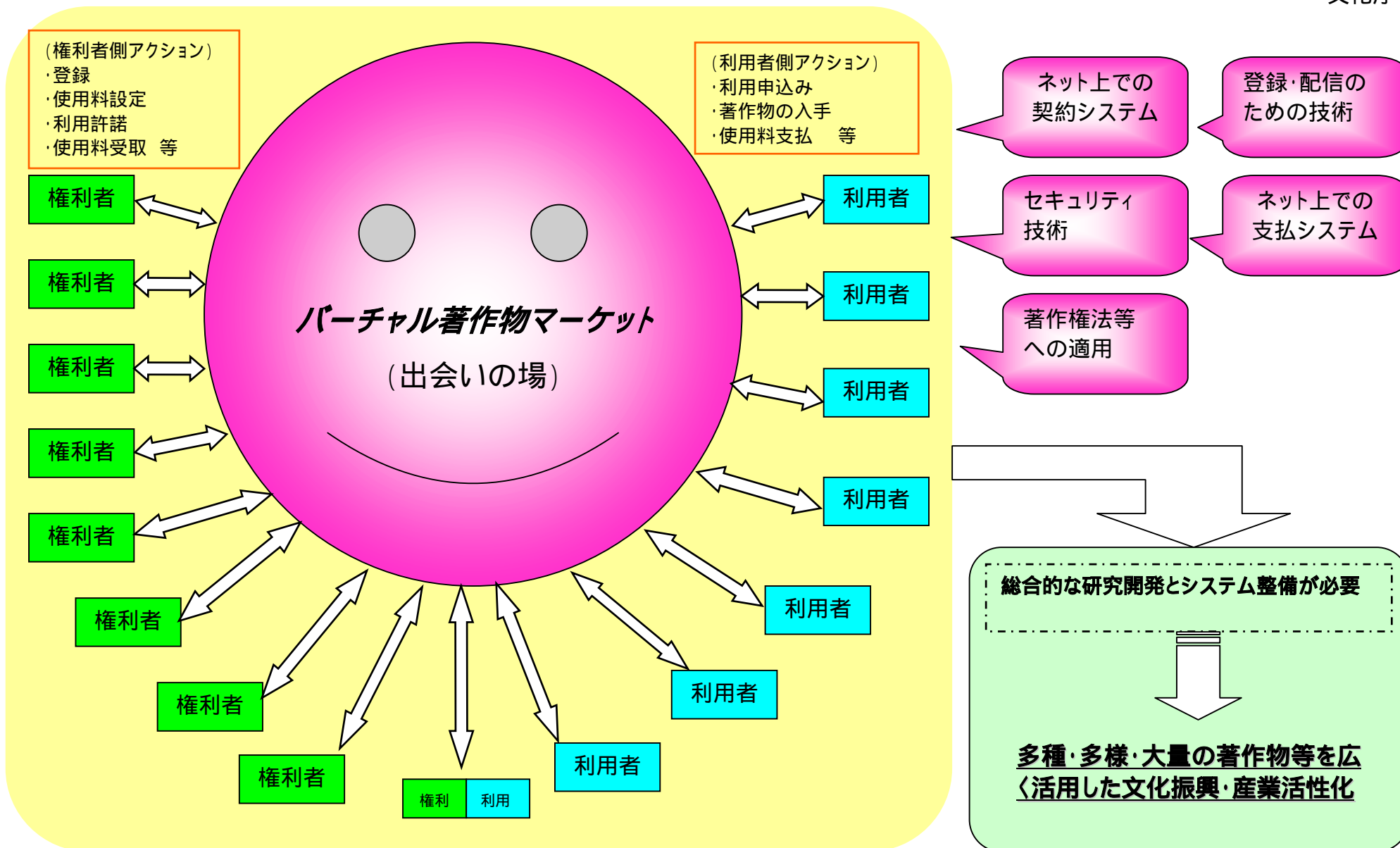


「バーチャル著作物マーケット」について（検討案）

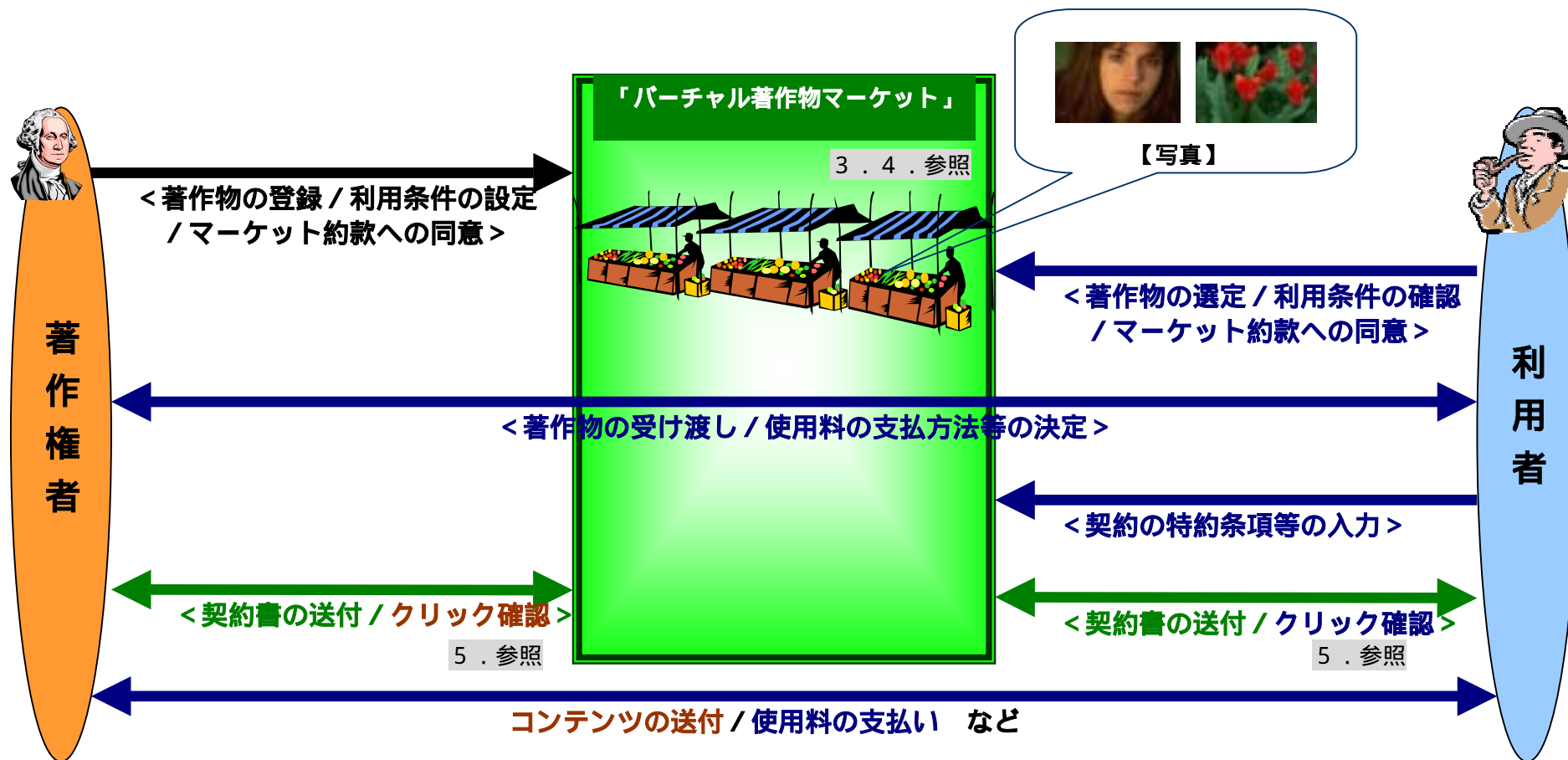
資料 3

平成14年9月
文化庁

1. 「バーチャル著作物マーケット」とは？



2. 「バーチャル著作物マーケット」の流れ

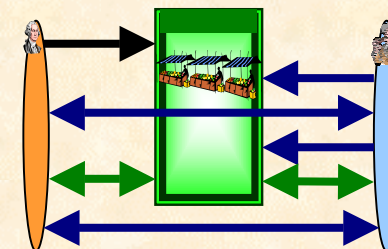


3. 「バーチャル著作物マーケット」で提供する情報（画面の例）



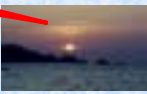

バーチャル著作物マーケット

バーチャル著作物マーケットとは？

- 誰でも容易に提供・利用できる“いちば”が、「バーチャル著作物マーケット」です。
- 一般のサイトで著作物を購入した場合、自分で楽しむことはできても、カレンダーに利用、教材に利用等の二次利用をすることができませんが、「バーチャル著作物マーケット」ではこのような二次利用について「契約」をして利用することができます。



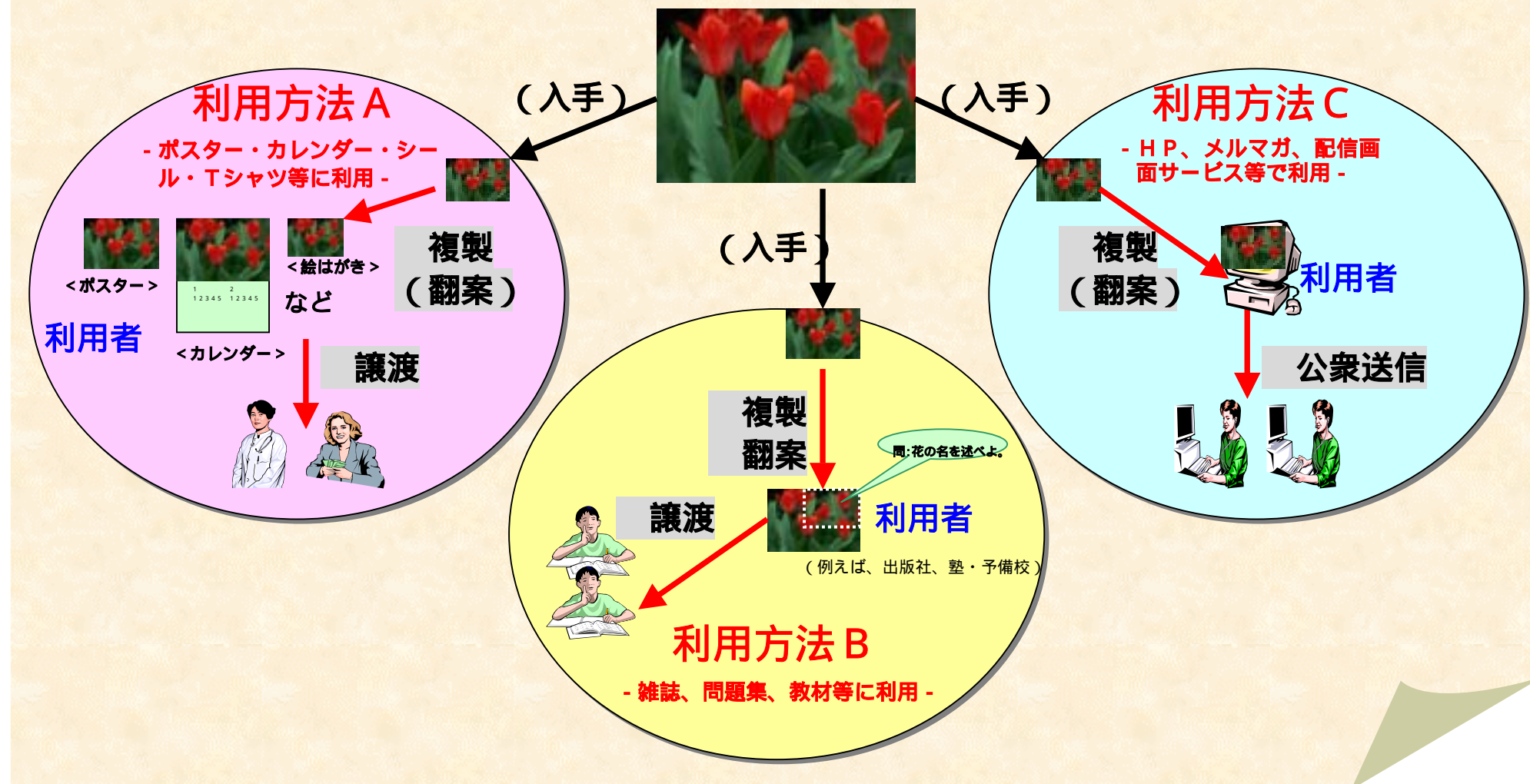
どんな著作物があるの？ どんな利用ができるの？

	< 著作者名 >	< 著作物名 >	< キーワード >	利用方法 A	利用方法 B	利用方法 C
	× ×	チューリップ畑	花・春・赤	50 円 (30 円)	利用不可	20 円 (10 円)
	× ×	秋の湖	水・秋・青	30 円 (20 円)	30 円 (0 円)	10 円 (10 円)
	×	湾の夕陽	太陽・水・暗	不可	200 円 (50 円)	複製枚数に関わらず 1000 円 (複製枚数に関わらず 500 円)
	× ×	明石大橋の夜景	夜・黄・暗	50 円	不可	不可
...						特記ない場合は 1 複製物当たりの使用料 () 内は非営利等の場合の使用料

利用したい場合は
ここをクリック

4. 「バーチャル著作物マーケット」で購入する著作物の「利用形態」(画面の例)

購入した著作物は、次の利用が可能です！



5. 「バーチャル著作物マーケット」を通して行われる契約（画面の例）

著作権者 × × 殿

利用者 × × 殿

以下の利用許諾契約書を確認して下さい。問題なければ、確認ボタンを押して下さい。

利 用 許 諾 契 約 書

平成 年 月 日

（利用者）が（著作権者）がその全部において権利を有する著作物（著作物）を、（利用日時）に（利用場所）にて（利用方法）することについて、（著作権者）は、（使用料）円にて許諾する。

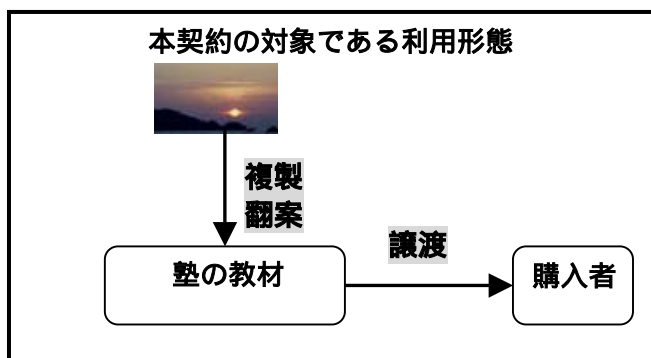
（利用方法）することには、・・・において複製し、・・・において翻案し、・・・において譲渡することを含む。

（著作権者）は、本著作物に係る権利を有していなかった場合（後日判明した場合を含むがこれに限らない）には、当該著作物に係る真の権利者に対する一切の責任（損害賠償を含む）を負うものとし、（利用者）を免責するとともに、真の権利者に対し誠意をもって対応する。

なお、（利用者）は本利用許諾が、著作者の同一性保持権及び氏名表示権に影響を及ぼすものではないことを承認する。

その他、（利用者）と（著作権者）との間の著作物の利用許諾に関する特約は、以下のとおりとし、本契約に定めなき事項については、両者別途協議の上定めるものとする。

（利用者と著作権者間の同意した特約）



確認しました（著作権者）
× × （平成 年 月 日 時 分クリックにて承諾）

確認しました（利用者）
× × （平成 年 月 日 時 分クリックにて承諾）

6 . 研究課題の整理

法制面からの研究課題

例えば、著作権者の「なりすまし」があったときの「バーチャル著作物マーケット」運営者の責任の可能性
著作権者の「なりすまし」があったときの利用者等の保護の可否
消費者契約法など「バーチャル著作物マーケット」の運営において配慮すべき法制とその対応策 など

技術面からの研究課題

例えば、「なりすまし」防止のための技術的手段
著作権者・利用者双方の負担が軽く、レベルの高いセキュリティ技術とマーケット設計の在り方
著作物の送信、マーケットでの閲覧などにおける著作物（データファイル）の管理の在り方
課金システムとマーケット設計の在り方 など

利便性からの研究課題

例えば、著作物の更なる利用が促進されるために提供すべき情報の在り方
検索システムの活用など情報の整理の在り方 など

など